

温泉掘削（新規、代替）許可申請のしおり

温泉を湧出させる目的で土地を掘削しようとする場合は、知事に申請して許可を受けなければなりません。（温泉法第3条）

申請書の様式、申請に必要な添付書類は以下のとおりです。

1 申請書

温泉掘削許可申請書（規則第1号様式）

2 添付書類

（1）掘削理由書

温泉掘削の必要性や掘削後の利用計画等を記載したもの（申請者記名）

（2）掘削地点の詳細図

掘削地点から不動点（2カ所以上）までの距離、隣地の地番、方位を記入したもの

* 不動点・・・建物、ブロック塀、道路側溝等の動かない地点

（3）付近見取り図

地図に掘削地点を明確に表示し、付近200メートル以内の著名な建物及び既存源泉の状況（地番、温泉採取権者名、掘削地点からの距離）を記入したもの

（4）土地登記事項証明書等、土地を掘削のために使用する権利を有することを証明する書類

申請者が温泉法第3条第2項に規定する権利を有することを証明するものです。

① 申請者が掘削地の所有者である場合

掘削地の土地登記全部事項証明書（法務局）（3ヶ月以内に作成されたもの）

② 申請者が掘削地の所有者でない場合

・掘削地の土地登記全部事項証明書（法務局）（3ヶ月以内に作成されたもの）

・掘削地所有者の「土地使用承諾書（印鑑証明書添付）」等

* 掘削地が農地の場合や自然公園、急傾斜地等の法規制地区の場合は、①又は②の書類のほかに、土地の使用や掘削に対する許可書等の写しを添付してください。

（5）掘削地周辺の公図（法務局）

公図とは、通常の場合、法務局に備え付けられている「字図」が該当します。

（縮尺、方位、転写年月日、転写者の記名押印があるもの）

地番確認のために掘削地点（申請地点）を公図上に表示してください。

（6）掘削孔断面図（ケーシングプログラム）

掘削深度及び口切管、砂止管、埋設管（本管及びストレーナー部分）等の口径、材

質及び深度が記載されたもの（ボーリング工事業者等に作成を依頼してください。）

(7) 利用計画図

掘削地点から利用する施設（浴槽等）までの配管等を記載したもの

（配管の口径、種類、延長を記入してください。）

(8) 設備の配置図及び主要な設備の構造図

主要な設備（掘削機、泥水ポンプ、櫓等）の配置が記入されたもので、掘削工事設備全体の構造がわかるもの（ボーリング工事業者等に作成を依頼してください。）

* 代替掘削で、掘削口から敷地境界線までの水平距離が3 m（8 m）未満の場合は、「遮断壁」の配置状況を記入してください。

* 「遮断壁」とは、温泉法施行規則附則第2条に規定する「迂回水平距離3 m（8 m）以上」の基準に適合させるため、掘削口と敷地境界線の間設置した可燃性天然ガスを遮断するための壁のことです。

(9) 掘削時災害防止技術基準適合証明書

掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに掘削の方法が、温泉法施行規則第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面（ボーリング工事業者等に作成を依頼してください。）

(10) 掘削時災害防止規程

温泉法施行規則第1条の2第10号に規定する掘削時災害防止規程（ボーリング工事業者等に作成を依頼してください。）

(11)（代替掘削の場合）掘削地点と隣地境界との距離が2 m未満の場合は以下の書類。

・ 隣地の土地登記現在（全部）事項証明書（法務局）（3ヶ月以内に作成されたもの）
隣地の所有者を確認するための資料です。

・ 隣地の土地所有者の承諾書（印鑑証明書添付）

民法第237条（境界線付近の掘削の制限）等の「相隣関係」に基づくものです。

* 新規掘削の場合は、温泉法施行規則第1条の2第1号の規定により掘削口から敷地境界線までの水平距離が3 m（8 m）以上ですので、基本的に「相隣関係」は発生しません。

(12) 誓約書

申請者が温泉法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書類

(13) 申請者の住所氏名等を確認できるもの

① 申請者が個人の場合・・・住民票の写し（3ヶ月以内に作成されたもの）

② 申請者が法人の場合・・・法人登記現在（履歴）事項全部証明書（法務局）（3ヶ月以内に作成されたもの）

(14) その他

- ① 複数人で申請を行う場合（代替掘削で温泉採取権者が複数の場合等）は共同申請となります。申請の方法は各保健所（部）にお問い合わせください。
- ② 掘削地点の地番が明確でない場合など、必要に応じて**土地地積測量図（法務局）**の提出をお願いすることがあります。
- ③ 印鑑証明書や土地使用承諾書等の本人確認や権利者の意思確認のための書類は、3ヶ月以内に作成されたものを提出してください。
- ④ 代替掘削の場合は特に次の点に留意してください。
 - ・代替掘削申請は、既存孔（現在使用している温泉井戸）の温泉台帳に記載された温泉採取権者全員の共同申請となりますので、申請者の住所・氏名は温泉台帳の温泉採取権者の住所・氏名と一致する必要があります。
 - ・温泉台帳の住所・氏名と一致しない場合は、既存孔の温泉台帳の住所・氏名を変更したうえで、代替掘削の申請を行ってください。
 - ・申請孔（新孔）の掘削工事完了後、既存孔は埋孔し、既存孔の「温泉採取廃止届」を提出してください。

3 申請書等提出部数 正本（1部） 副本（2部）

4 申請手数料 120,000円

5 申請書等提出先・問い合わせ先

| 保健所・保健部 | 担当課 | 連絡先 | 所管する地域 |
|--------------|------------|--------------|-------------|
| 東部保健所 | 健康安全企画課 | 0977-67-2511 | 別府市、杵築市、日出町 |
| 東部保健所国東保健部 | 健康安全・衛生課 | 0978-72-1127 | 国東市、姫島村 |
| 中部保健所 | 健康安全企画課 | 0972-62-9171 | 臼杵市、津久見市 |
| 中部保健所由布保健部 | 健康安全・衛生課 | 097-582-0660 | 由布市 |
| 南部保健所 | 健康安全企画課 | 0972-22-0562 | 佐伯市 |
| 豊肥保健所 | 健康安全企画課 | 0974-22-0162 | 竹田市、豊後大野市 |
| 西部保健所 | 健康安全企画課 | 0973-23-3133 | 日田市、九重町、玖珠町 |
| 北部保健所 | 健康安全企画課 | 0979-22-2210 | 中津市、宇佐市 |
| 北部保健所豊後高田保健部 | 健康安全・衛生課 | 0978-22-3165 | 豊後高田市 |
| 自然保護推進室 | 温泉・地域資源活用班 | 097-506-3025 | 大分市 |

※大分市の場合、温泉掘削（増掘）・動力装置・採取許可や採取権者変更に係る手続きは自然保護推進室にご相談下さい。また、利用許可に関する手続きは大分市保健所にご相談下さい。

第1号様式（第2条関係）

温泉掘削許可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

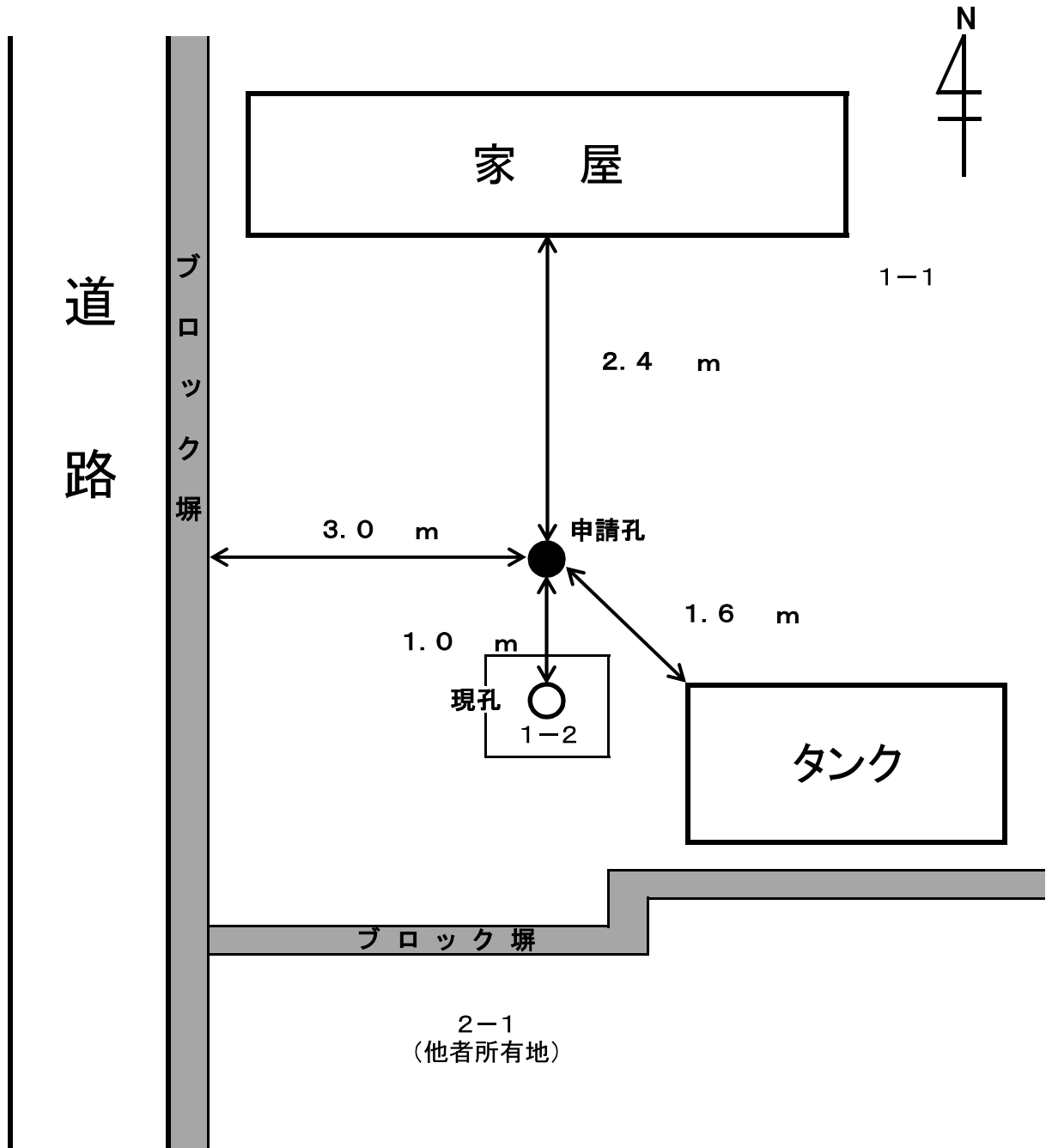
住所
申請者
氏名
〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕
電話番号（ - - ）

下記のとおり温泉をゆう出させる目的で土地を掘削したいので、温泉法第3条第1項の規定により申請します。

記

| | | | | | | |
|------------------------|-------|---|----|---|----|-------|
| 新規・代替の別 | 新規・代替 | | | | | |
| 温泉利用の目的 | | | | | | |
| 掘削地の所在、 地番及び地目 | 所在 | | 地番 | | 地目 | |
| ゆう出路の口径、深さ 及び埋設管の種類 | 口径 | | 深さ | m | 種類 | |
| 工事の施行方法 | | | | | | |
| 掘削のための主要な 設備の構造及び能力 | | | | | | |
| 着手及び完了の予定日 | 着手 | 年 | 月 | 日 | 完了 | 年 月 日 |
| 土地所有者の 住所及び氏名 | 住所 | | | | | |
| | 氏名 | | | | | |

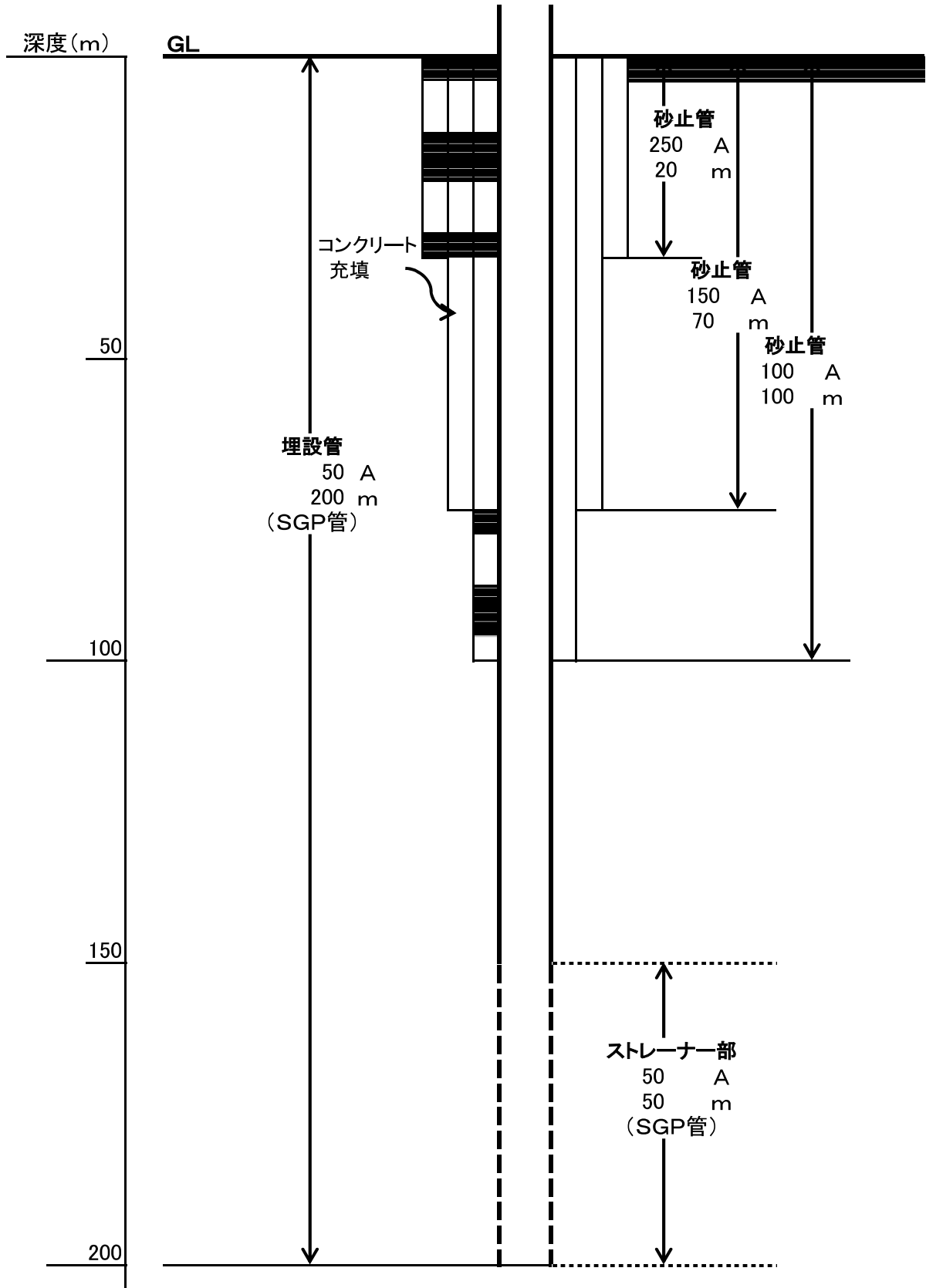
掘削地点詳細図
(記載例)



【記載すべき事項】

- ① 現孔から申請孔までの距離(代替掘削の場合)
 - ② 不動点(建物、道路境界杭等)から申請孔までの距離
 - ③ 申請地及び隣接地の地番及び申請地から申請孔までの距離
- ※ 隣接地が他者所有の場合、隣接地から申請孔が2m未満の場合は、隣地所有者の同意が必要

掘削孔断面図(ケーシングプログラム) (記載例)



土地使用承諾書

年 月 日

殿

土地所有者

住 所

氏 名

印

1 温泉（ 新規 ・ 代替 ）掘削地 _____

2 温泉の個数 _____ 個

上記土地内に温泉（ 新規 ・ 代替 ）掘削することについて、土地使用を承諾します。

※添付書類 土地所有者の印鑑証明書

(作成例) 温泉法施行規則第1条第2項第3号に基づく技術基準に適合することを証する書面

| |
|--------|
| 事業名 |
| 申請者名 |
| 掘削事業者名 |
| 掘削箇所住所 |

| 技術基準の内容 | 技術基準適合状況 | | |
|--|------------|------------------------------------|--|
| | 技術基準適合・不適合 | 状況 | 備考 |
| 1. 可燃性天然ガスの噴出のおそれがある場合の掘削 | | | |
| (1) 離隔距離の確保<第1条の2第1項第1号> | | | |
| 掘削口から敷地境界線までの水平距離が8メートル以上であること。 | 適合・不適合 | 適合：8m以上 不適合：8m未満 | 最低距離： m 別添図○参照 |
| (2) 火気使用制限等(掘削口から水平距離8メートルの範囲内)<第1条の2第1項第2号> | | | |
| 火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。<第2号イ> | 適合・不適合 | 適合：設置しない 不適合：設置する | |
| 火気を使用する作業(ただし、当該範囲内において行うことがやむを得ないと認められる溶接又は溶断の作業を除く。)を実施しないこと。<第2号ロ> | 適合・不適合 | 適合：作業しない 適合：ただし書き適用 不適合：作業する | ただし書き適用の場合はその理由： |
| 掘削の工事の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。<第2号ハ> | 適合・不適合 | 適合：掲示する 不適合：掲示しない | 掲示場所： |
| (3) 関係者以外の立入制限措置(掘削口から水平距離8メートルの範囲内)<第1条の2第1項第3号> | | | |
| さくを設置その他の方法により、掘削の工事の関係者以外の者の立入りを制限すること。 | 適合・不適合 | 適合：制限する 不適合：制限しない | 掘削口から柵等までの距離： m 別添図○参照 |
| (4) 携帯型の可燃性ガス測定器及び消火器の設置<第1条の2第1項第4号> | | | |
| 携帯型の可燃性ガス測定器を備えていること。 | 適合・不適合 | 適合：備え付ける 不適合：備え付けない | 設置場所： |
| 消火器を備えていること。 | 適合・不適合 | 適合：備え付ける 不適合：備え付けない | 数量： 備付場所： |
| (5) 噴出防止装置の設置<第1条の2第1項第5号> | | | |
| 噴出防止装置が設置されていること。 | 適合・不適合 | 適合：設置する 不適合：設置しない | 方式の別：ラム型、アニュラー型 最高使用圧力：(MPa) 別添図○参照 |
| (6) 警報設備の設置<第1条の2第1項第6号> | | | |
| 検知器は掘削口(泥水循環方式による掘削の場合において、掘削口以外の場所に循環泥水の放出口があるときは、掘削口及び循環泥水の放出口。)の直上に設置されていること。<第6号イ> | 適合・不適合 | 適合：設置する 不適合：設置しない | 検知器の設置場所： 別添図○参照 |
| 空気中のメタンの濃度が爆発下限界の値の25パーセント以上となつた場合に警報を発すること。<第6号ロ> | 適合・不適合 | 適合：適切な作動 不適合：不適切な作動 | 警報を発する濃度： %LEL 警報を発する場所： |
| (7) 毎作業日の点検<第1条の2第1項第7号> | | | |
| 掘削口等の周辺の空気中のメタンの濃度を携帯型の可燃性ガス測定器を用いて測定すること。<第7号イ> | 適合・不適合 | 適合：測定する 不適合：測定しない | |
| 可燃性天然ガスの噴出の兆候の有無を目視で点検すること。<第7号ロ> | 適合・不適合 | 適合：点検する 不適合：点検しない | |
| (8) ゆう出路の洗浄作業時の点検<第1条の2第1項第8号> | | | |
| ゆう出路の洗浄を行うに当たっては、常時、可燃性天然ガスの噴出の兆候の有無を目視で点検すること。 | 適合・不適合 | 適合：点検する 不適合：点検しない | |
| (9) 点検記録及び記録の保存<第1条の2第1項第9号> | | | |
| 警報を発した記録、測定結果の記録を掘削工事の完了又は廃止まで保存すること。<第9号> | 適合・不適合 | 適合：保存する 不適合：保存しない | 保存場所： |
| 掘削口等に設置した警報設備による警報の作動の状況を記録すること。<第9号イ> | 適合・不適合 | 適合：記録する 不適合：記録しない | |
| 毎作業日の点検、ゆう出路洗浄時の点検の結果を記録すること。<第9号ロ> | 適合・不適合 | 適合：記録する 不適合：記録しない | |
| (10) 災害防止規程の作成<第1条の2第1項第10号> | | | |
| 災害防止規程は、工事現場に備えておくこと。<第10号> | 適合・不適合 | 適合：備え付ける 不適合：備え付けない | 備付場所： |
| 災害の防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者の選任その他の災害の防止のための措置を適正に実施するための体制に関すること。<第10号イ> | 適合・不適合 | 適合：記載済み 不適合：未記載 | 申請書に添付 |
| 災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関すること。<第10号ロ> | 適合・不適合 | 適合：記載済み 不適合：未記載 | 〃 |
| 災害その他の非常の場合に取るべき措置に関すること。<第10号ハ> | 適合・不適合 | 適合：記載済み 不適合：未記載 | 〃 |
| その他災害の防止に関し必要な事項。<第10号ニ> | 適合・不適合 | 適合：記載済み 不適合：未記載 | 〃 |
| (11) 非常時の措置<第1条の2第1項第11号> | | | |
| 災害その他の非常の場合には、災害防止規程に従って必要な措置を行うこと。 | 適合・不適合 | 適合：措置可能 不適合：措置不可能 | |

| 技術基準の内容 | 技術基準適合状況 | | |
|--|------------|------------------------------------|--------------------------|
| | 技術基準適合・不適合 | 状況 | 備考 |
| 2. 可燃性天然ガスの噴出のおそれがない場合の掘削 | | | |
| (1) 離隔距離の確保<第1条の2第1項第1号> | | | |
| 掘削口から敷地境界線までの水平距離が3メートル以上であること。 | 適合・不適合 | 適合：3m以上 不適合：3m未満 | 最低距離： m 別添図〇参照 |
| (2) 火気使用制限等(掘削口から水平距離3メートルの範囲内)<第1条の2第1項第2号> | | | |
| 火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。<第2号イ> | 適合・不適合 | 適合：設置しない 不適合：設置する | |
| 火気を使用する作業(ただし、当該範囲内において行うことがやむを得ないと認められる溶接又は溶断の作業を除く。)を実施しないこと。<第2号ロ> | 適合・不適合 | 適合：作業しない 適合：ただし書き適用 不適合：作業する | ただし書き適用の場合はその理由： |
| 掘削の工事の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。<第2号ハ> | 適合・不適合 | 適合：掲示する 不適合：掲示しない | 掲示個数： 掲示場所： |
| (3) 関係者以外の立入制限措置(掘削口から水平距離3メートルの範囲内)<第1条の2第1項第3号> | | | |
| さくの設定その他の方法により、掘削の工事の関係者以外の者の立入りを制限すること。 | 適合・不適合 | 適合：制限する 不適合：制限しない | 制限方法： 掘削口から柵等までの距離： m |
| (4) 携帯型の可燃性ガス測定器及び消火器の設置<第1条の2第1項第4号> | | | |
| 携帯型の可燃性ガス測定器を備えていること。 | 適合・不適合 | 適合：備え付ける 不適合：備え付けない | |
| 消火器を備えていること。 | 適合・不適合 | 適合：備え付ける 不適合：備え付けない | 数量： 設置場所： |
| (5) 毎作業日の点検<第1条の2第1項第7号イ> | | | |
| 掘削口等の周辺の空気中のメタンの濃度を携帯型の可燃性ガス測定器を用いて測定すること。 | 適合・不適合 | 適合：測定する 不適合：測定しない | |
| (6) 記録及び記録の保存<第1条の2第1項第9号> | | | |
| 測定結果の記録を掘削工事の完了又は廃止まで保存すること。<第9号> | 適合・不適合 | 適合：保存する 不適合：保存しない | 保存場所： |
| 毎作業日の点検結果を記録すること。(掘削口等の周辺の空気中のメタン濃度の測定記録) <第9号ロ> | 適合・不適合 | 適合：記録する 不適合：記録しない | |
| (7) 災害防止規程の作成<第1条の2第1項第10号> | | | |
| 災害防止規程は、工事現場に備えておくこと。<第10号> | 適合・不適合 | 適合：備え付ける 不適合：備え付けない | 備付場所： |
| 災害の防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者の選任その他の災害の防止のための措置を適正に実施するための体制に関すること。<第10号イ> | 適合・不適合 | 適合：記載済み 不適合：未記載 | 申請書に添付 |
| 災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関すること。<第10号ロ> | 適合・不適合 | 適合：記載済み 不適合：未記載 | 〃 |
| 災害その他の非常の場合に取るべき措置に関すること。<第10号ハ> | 適合・不適合 | 適合：記載済み 不適合：未記載 | 〃 |
| その他災害の防止に関し必要な事項。<第10号ニ> | 適合・不適合 | 適合：記載済み 不適合：未記載 | 〃 |
| (8) 非常時の措置<第1条の2第1項第11号> | | | |
| 災害その他の非常の場合には、災害防止規程に従って必要な措置を行うこと。 | 適合・不適合 | 適合：措置可能 不適合：措置不可能 | |

災害防止規程

第1章 災害の防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者の選任その他の災害の防止のための措置を適正に実施するための体制に関する事項

1-1 保安管理体制（組織体制）

保安管理体制は、別紙1に示すとおりであり、関係者に周知を図る。

1-2 安全担当者の選任及び職務範囲

(1) 安全担当者の選任

①安全担当者の選任要件

安全担当者は、掘削現場における責任者であって、掘削作業中は常に掘削現場施設内に常駐し、安全に係る判断を行い、指揮命令を行うことができる者の中から選任する。

※なお、安全担当者が不在の時に備え、その職務を行うため安全担当者代理者を選任する。

※代理者を選任する場合は記載。

②安全担当者の選任

安全担当者は、次に定める者とする。

・安全担当者

安全担当者代理者※は、次に定めるものとする。

・安全担当者代理者

※代理者を選任する場合は、代理者名についても記載。

(2) 安全担当者の職務範囲

安全担当者※は、可燃性天然ガスによる災害を防止するため、次に掲げる事項を実施する。

①温泉掘削等工事の施工に対する安全確保に関すること。

②災害防止のための設備の点検、維持管理等に関すること。

③災害その他の非常の場合の対応等に関すること。

④保安教育に関すること。

※安全担当者不在の場合は、安全担当者代理者が上記職務を遂行する。

1-3 災害時の緊急連絡体制

災害時の緊急連絡体制は、別紙2に示すとおりであり、関係者に周知を図るとともに、関係者の見易い箇所に掲示する。

第2章 災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関する事項

2-1 日常点検の実施方法及び記録、保存の方法

(1) 日常点検の実施方法

安全担当者は、次の事項等に対し、毎作業日1回以上点検を実施する。

- ①掘削口、泥水ピット及び可燃性天然ガスが滞留するおそれがある場所において、周辺の空気中のメタンの濃度が危険な濃度（25%LEL）となっていないか（携帯型可燃性ガス測定器を用いて測定）。
- ②可燃性天然ガスの噴出の兆候がないか（ゆう出路の洗浄時や揚湯試験時等、可燃性天然ガスが噴出しやすい作業をしている場合は常時）。
- ③その他状況に応じて必要な事項。
 - ア) 掘削口から水平距離3m（8m）の範囲内で、火気を使用する設備の設置又は作業を実施していないか。
 - イ) 火気厳禁等の掲示が適切な箇所に設置されているか。
 - ウ) 関係者以外の立入禁止措置が適切に講じられているか。
 - エ) 消火器が必要な箇所に備えられているか。
 - オ) ガス警報設備が正常に機能しているか。

(2) 日常点検の記録、保存の方法

安全担当者は、(1)①、②の項目について、点検結果を別紙3に示す日常点検表に記録し、その記録を掘削の工事の完了又は廃止まで保存する。

※注) また、(1)③の項目についても記録を行う。

※注) 申請者の判断により記録を行う場合は記載する。

2-2 設備等の不具合を確認した場合の措置方法

設備等の不具合を確認した場合、安全担当者は、安全管理上適切な措置を講じ、事故の予防に努めるとともに、現場責任者に報告する。また、事故につながるような重大な不具合については、現場責任者は、温泉掘削者（施工主）に報告する。

第3章 災害その他の非常の場合にとるべき措置に関する事項

3-1 近隣住民及び関係機関への連絡方法

(1) 近隣住民への連絡方法

安全担当者（近隣住民等の安全確保係がいる場合は、該当者）は、通行人に工事現場内に近づかないように促すとともに、必要に応じて近隣住民に知らせ避難させる。

(2) 関係機関への連絡方法

安全担当者は、措置を講じることができない場合又は措置を講じても十分な対応がとれない場合は、直ちに関係機関に連絡をする。

3-2 退避の方法

安全担当者は、次に掲げる事項等を検討し、関係者に周知等を図る。

(1) 事前措置

- 安全かつ効率的な避難経路を2つ以上確保するとともに、避難経路として使用する通路、出口等には障害となる物を置かないようにする。
- 役割分担（避難誘導係、近隣住民等の安全確保係、救護係等）を明確にしておく。
- 適宜防災訓練を実施する。

(2) 災害発生時

- 避難誘導係は、工事現場内にいる作業員等を冷静かつ速やかに安全な位置まで避難誘導する。
- 近隣住民等の安全確保係は、通行人に工事現場内に近づかないように促すとともに、必要に応じて周辺住民に知らせ避難させる。
- 救護係は、罹災者が発生した場合、必要に応じて直ちに医師（救急車）へ連絡をとるとともに、可能な範囲で救急処置を施す。
- 避難者は、次の点に留意した適正な避難行動をとる。
 - ・服装や持ち物に拘らず、避難誘導係の誘導に従い避難する。
 - ・避難時は、ヘルメット等により頭を保護する。また、煙の中では濡れたタオルで口を覆い、姿勢を低くする。
 - ・逃げ遅れた者がいることに気づいた者は、直ちに周知を図る。
 - ・避難後は、工事現場内に戻らない。

3-3 罹災者の救護方法

罹災者が発生した場合、必要に応じて直ちに医師（救急車）へ連絡をとるとともに、可能な範囲で救急処置を施す。

(1) 救急処置例

- 罹災者に意識がある場合は、原則として本人が最も楽な方法で寝かせておく。
- 罹災者が意識を失っている場合は、横向きに寝かせ、気道を確保する。また、水を与えてはならない。
- 火傷の応急手当（局所処置）
 - ①すぐに患部に水道水等（きれいな水）をヒリヒリした痛みや局部の熱感が消えるまで十分時間をかけて冷やす。衣服の部位の火傷ならその上から水をかける。
 - ②患部を冷却した後、衣服、装身具を脱がす。火傷面に付着した部分の衣服は無理にはがさないようにする。
 - ③水泡があるときは破らないようにする。冷やした傷は清潔なガーゼや布で軽く覆う。
 - ④火傷部位の皮膚から水分が熱とともに蒸発するため、火傷が広範になると生命の危険にさらされる。横に寝かせ、足を挙上して心臓への血液の環流を増す体位をとる。軽い火傷の場合は、口から水分（ミネラル飲料等）を飲ませると良い。

3-4 ガス警報設備が警報を発した場合の対応

(1) 安全担当者の対応

直ちに警報を発した原因を究明し、必要に応じて、適切な措置を講じるよう作業監督者及び作業員に指示する。

(2) 作業監督者及び作業員の対応

直ちに作業員は作業監督者に、作業監督者は安全担当者に報告し、措置の指示を仰ぐ。

3-5 空気中のメタンの濃度が危険な濃度であることを確認した場合の対応

(1) 安全担当者の対応

直ちに次に掲げる事項等のうち適切な措置を講じるよう作業監督者及び作業員に指示するとともに、現場責任者に報告する。

なお、措置を講じることができない場合又は措置を講じても十分な対応がとれない場合は、直ちに 119 番通報及びその他関係機関に連絡をするとともに、現場責任者及び温泉掘削者（施工主）に報告する。

- a) 工事現場内の火気及び電気機械器具の使用を停止する。なお、スイッチのオン・オフにより、火花を発するおそれがある場合は、スイッチに触れない。
- b) 必要に応じて、作業を中断する。

(2) 作業監督者及び作業員の対応

直ちに作業員は作業監督者に、作業監督者は安全担当者に報告し、措置の指示を仰ぐ。

3-6 可燃性天然ガスの噴出の兆候が確認された場合の対応

(1) 安全担当者の対応

直ちに次に掲げる事項等のうち適切な措置を講じるよう作業監督者及び作業員に指示するとともに、現場責任者に報告する。

なお、措置を講じることができない場合又は措置を講じても十分な対応がとれない場合は、直ちに 119 番通報及びその他関係機関に連絡をするとともに、現場責任者及び温泉掘削者（施工主）に報告する。

- a) 作業を中断する。
- b) 工事現場内の火気及び電気機械器具の使用を停止する。なお、スイッチのオン・オフにより、火花を発するおそれがある場合は、スイッチに触れない。
- c) 必要に応じて、噴出防止装置を作動させる。
- d) 必要に応じて、比重の重い泥水の注入を行う。
- e) 必要に応じて、作業員等を安全な位置まで避難誘導する（避難誘導係がいる場合は、該当者に避難誘導を指示する）。

(2) 作業監督者及び作業員の対応

直ちに作業員は作業監督者に、作業監督者は安全担当者に報告し、措置の指示を仰ぐ。

3-7 可燃性天然ガスが噴出した場合の対応

(1) 安全担当者の対応

直ちに次に掲げる事項のうち適切な措置を講じるよう作業監督者及び作業員に指示するとともに、現場責任者及び温泉掘削者（施工主）に報告する。

なお、措置を講じることができない場合又は措置を講じても十分な対応がとれない場合は、直ちに 119 番通報及びその他関係機関に連絡をする。

- a) 作業を中断する。
- b) 作業員等を安全な位置まで避難誘導する（避難誘導係がいる場合は、該当者に避難誘導を指示する）。
- c) 近隣住民等の安全を確保する（近隣住民等の安全確保係がいる場合は、該当者に安全確保を指示する）。
- d) 上記 a) ～c) の作業と併行して、以下の措置を講じる。
 - ・ 工事現場内の火気及び電気機械器具の使用を停止する。なお、スイッチのオン・オフにより、火花を発生おそれがある場合は、スイッチに触れない。
 - ・ 噴出防止装置を作動させる。
 - ・ 比重の重い泥水の注入を行う。

(2) 作業監督者及び作業員の対応

直ちに作業員は作業監督者に、作業監督者は安全担当者に報告し、措置の指示を仰ぐ。

3-8 火災又は爆発が発生した場合の対応

(1) 安全担当者の対応

直ちに次に掲げる事項のうち適切な措置を講じるよう作業監督者及び作業員に指示し、119 番通報及びその他関係機関に連絡をするとともに、現場責任者及び温泉掘削者（施工主）に報告する。

- a) 作業を中断する。
- b) 作業員等を安全な位置まで避難誘導する（避難誘導係がいる場合は、該当者に避難誘導を指示する）。
- c) 近隣住民等の安全を確保する（近隣住民等の安全確保係がいる場合は、該当者に安全確保を指示する）。
- d) 上記 a) ～c) の作業と併行して、以下の措置を講じる。
 - ・ 工事現場内の火気及び電気機械器具の使用を停止する。なお、スイッチのオン・オフにより、火花を発生おそれがある場合は、スイッチに触れない。
 - ・ 噴出防止装置を作動させる。
 - ・ 比重の重い泥水の注入を行う。
 - ・ 火災発生時において、それが初期段階であれば、消火器等を使用し事故の拡大を防止する。

(2) 作業監督者及び作業員の対応

直ちに作業員は作業監督者に、作業監督者は安全担当者に報告し、措置の指示を

仰ぐ。

3-9 大規模地震や周辺で火災が発生した場合の対応

(1) 安全担当者の対応

直ちに次に掲げる事項等のうち適切な措置を講じるよう作業監督者及び作業員に指示するとともに、現場責任者及び温泉掘削者（施工主）に報告する。

- a) 作業を中断する。
- b) 工事現場内の火気及び電気機械器具の使用を停止する。なお、スイッチのオン・オフにより、火花を発生おそれがある場合は、スイッチに触れないこと。
- c) 必要に応じて、噴出防止装置を作動させる。
- d) 必要に応じて、作業員等を安全な位置まで避難誘導する（避難誘導係がいる場合は、該当者に避難誘導を指示する）。
- e) 上記 a) ～d) の作業と併行して、必要に応じて、以下の措置を講じる。
 - ・罹災が発生した場合、状況に応じた処置を施す（救護係がいる場合は、該当者に処置を指示する）。
 - ・119番通報（周辺火災の場合）及びその他関係機関に連絡をする。
- f) 地震が発生した後は、設備の異常の有無を念入りに点検し、異常が認められた場合は修理等を行い、安全が確認されるまでの間は使用しない。

(2) 作業監督者及び作業員の対応

直ちに作業員は作業監督者に、作業監督者は安全担当者に報告し、措置の指示を仰ぐ。

第4章 その他災害防止に関し必要な事項

4-1 保安教育の実施方法

安全担当者は、作業監督者及び作業員（新規採用者含む）に対し、遅滞なく、別紙4に掲げる保安教育を行なう。

4-2 やむを得ず火気を使用する場合の措置

やむを得ず掘削口の周囲8m以内で火気を使用する作業が必要となる場合とは、ケーシングパイプの溶接・溶断のほか、これにフランジを溶接する作業をいう。

その際は、安全担当者の指揮及び立ち会いの下で、作業前に掘削口内部のメタンの濃度確認し、作業中は周辺空気中のメタンの濃度を監視した上で実施するとともに、掘削口周辺に送風を行い空気の拡散に努める。

4-3 その他自主保安マニュアル類の作成

(1) 自主保安マニュアル類の作成例

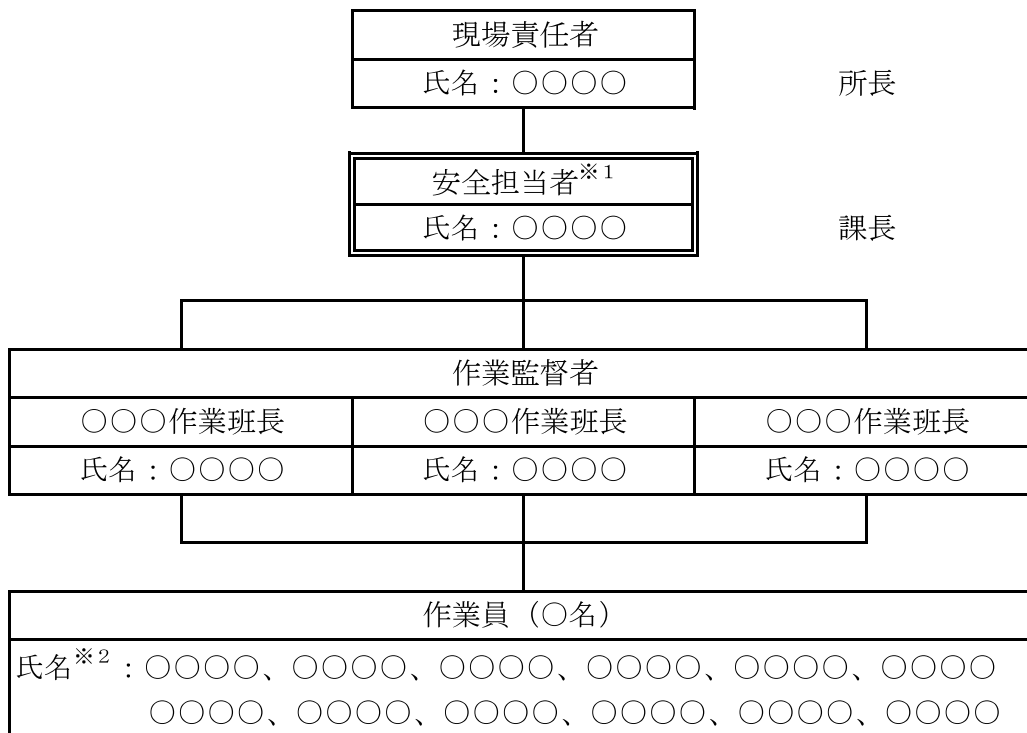
- 機械、器具及び工作物の使用にあたっての保安マニュアル
- 機械、器具及び工作物の点検マニュアル
- 廃棄物、坑水または廃水の処理マニュアル
- その他

※この災害防止規程の作成例は、可燃性天然ガスの噴出のおそれがある場合を想定して作成したものであり、可燃性天然ガスの噴出のおそれのない場合は、本作成例を参考にして作成してください。

〇〇〇温泉掘削現場における保安全管理機構図

〇年〇月〇日現在

社内での役職



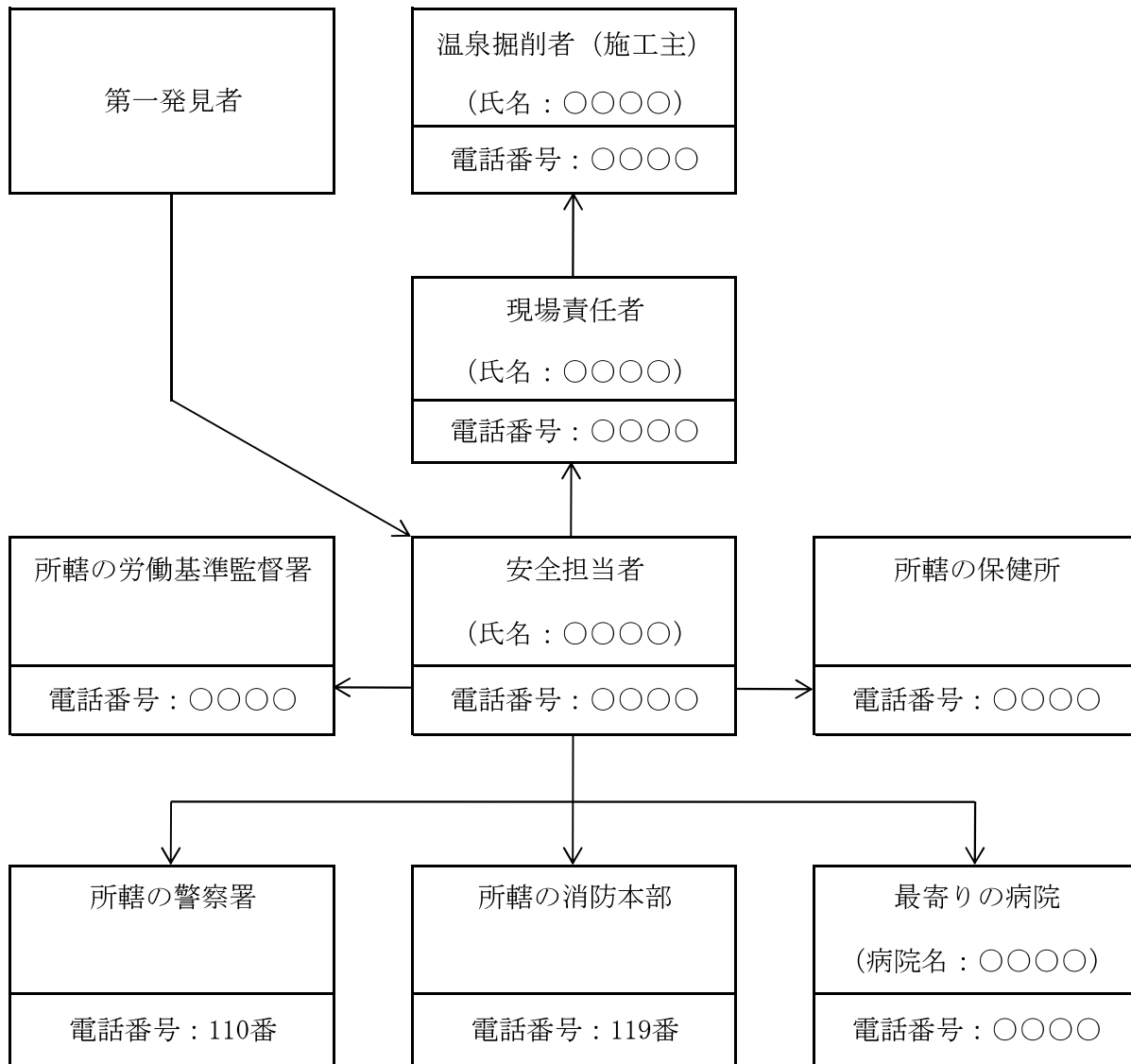
: 災害防止規程で定められる管理者

※1 : 代理者を選任する場合は、代理者名についても記載。

※2 : 分かる場合は、氏名についても記載。

〇〇〇温泉掘削現場における災害時連絡系統図

〇年〇月〇日現在



(作成例) 日常点検表

現場名 : ○○温泉掘削現場

| 点検年月日 | 点検結果 | | 警報装置の 作動状況 | 作業内容 | 掘削深度 | 備考 | 点検者名 | 責任者 検閲欄 |
|----------|--------------------------------------|---|--|-------------|--------|----|------|-------------------------|
| | 点検時刻 メタン濃度 の測定値 ガス噴出 の兆候 | 8:00 ・測定結果 0%LEL (掘削口周辺) 0%LEL (○○周辺) 有・無 | | | | | | |
| 平成○年○月○日 | 点検時刻 メタン濃度 の測定値 ガス噴出 の兆候 | 8:00 ・測定結果 0%LEL (掘削口周辺) 0%LEL (○○周辺) 有・無 | 14:00 ・測定結果 0%LEL (掘削口周辺) 0%LEL (○○周辺) 有・無 | 掘削作業 | 200m | | 掘削太郎 | 現場責任者 安全担当者 (サイン) |
| 平成○年○月○日 | 点検時刻 メタン濃度 の測定値 ガス噴出 の兆候 | | | 掘削作業 | 500m | | | |
| 平成○年○月○日 | 点検時刻 メタン濃度 の測定値 ガス噴出 の兆候 | | | ゆう出路 の洗浄 | 1,500m | | | |

点検事項

- 毎作業日 1 回以上点検を実施し記録する事項
 - ①掘削口、泥水ピット周辺及び可燃性天然ガスが滞留するおそれがある場所において、空気中のメタン濃度が危険な濃度 (25%LEL) となっていないか、携帯型可燃性ガス測定器を用いて測定。
 - ②可燃性天然ガスの噴出の兆候がないか (毎作業日 1 回以上、ゆう出路洗浄時は常時)。
- その他状況に応じて必要な事項
 - 掘削口から水平距離 3 m (8 m) の範囲内で、火気使用設備等の設置又は火気を使用する作業を行っていないか。
 - 火気厳禁等の提示が適切な位置に設置されているか。
 - 関係者以外の立入禁止措置が適切に講じられているか。
 - 消火器が必要な箇所に備えられているか。
 - ガス警報設備が正常に機能しているか。

保安教育

| 科目／範囲 | 時間 |
|--|--------|
| 可燃性天然ガスの性質に関する知識 ・ 温泉汲み上げに付随する可燃性天然ガスの性状について ・ 可燃性天然ガスの性質、危険性について | 0.5 時間 |
| 火災又はガス爆発事故等の予防に関する知識 ・ 掘削作業及び掘削作業に要する設備機器における留意事項について ・ 巡視及び検査について（日常点検マニュアルの指導等） ・ 災害時の対応について（災害時の対応マニュアルの指導等） | 2.0 時間 |
| 関係法令に関する知識 ・ 温泉法について | 0.5 時間 |
| (合計) | 3.0 時間 |

法第4、6、7条関係

誓 約 書

年 月 日

大分県知事 殿

住所
申請書
氏名

印

法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名

下記の温泉法第四条第一項第四号から第六号までに該当しない者であることを誓約します。

記

- 1 温泉法第四条第一項第四号
申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であるとき。
- 2 温泉法第四条第一項第五号
申請者が第九条第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であるとき。
- 3 温泉法第四条第一項第六号
申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。